

ID: 1111

担当部署: 福祉課

処分の概要	介護給付費又は訓練等給付費の支給		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第29条第1項の規定による。 (介護給付費又は訓練等給付費) 第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日